

令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

令和2年6月15日
2 福保高介第394号
令和2年9月4日
改正 2 福保高介第843号

(通則)

第1条 東京都(以下「都」という。)は、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(令和2年5月15日付老発0515第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。)及び介護保険事業費補助金(令和2年度補正予算分)交付要綱(令和2年6月12日付厚生労働省発老0612第1号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。そのため、介護サービス事業所及び介護施設等については、以下が求められる。

- (1) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の公衆衛生対策の観点から、都又は都内で保健所を設置する区若しくは市から休業を要請される状況が生じた際には、代替となるサービスを提供すること。
- (2) 介護施設等においては、施設内感染が発生した場合でも、濃厚接触者等も含めて、保健所の指示に従い、感染防止対策を徹底してサービスを提供すること。
- (3) 訪問系サービス事業所においては、感染防止対策を徹底し、濃厚接触者等も含めてサービス提供を継続すること。
- (4) 訪問系サービス事業所をはじめとした、短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所については、感染防止対策を徹底した上で、休業要請を受けた通所系サービス事業所の代替サービスを提供すること、又は代替サービスを確保するための調整を行うこと。
- (5) 介護施設等については、施設内感染の発生により職員が不足した介護施設等に、応援職員の派遣を行うこと。

本事業は、これらを踏まえ、介護サービス事業所及び介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

(サービスの定義)

- 第3条 この要綱において「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）とする。
- 2 この要綱において「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）とする。
- 3 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所とする。
- 4 この要綱において「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とする。
- 5 この要綱において「介護サービス事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所とする。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、都とする。

(補助対象事業及び補助対象事業所・施設)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象事業所・施設は、次の各号の事業及び事業所・施設とする。

(1) 介護サービス事業所及び介護施設等におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、以下に該当する都内の事業所・施設（八王子市内にある事業所・施設を除く。）が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要となる経費について支援を行う（福祉用具貸与事業所を除く。）。

ア 都又は都内で保健所を設置する区若しくは市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所及び介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）

ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等

エ ア又はイのうち、通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

オ ア又はイ以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）

であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 介護サービス事業所及び介護施設等との連携支援事業

令和2年1月15日以降に、以下に該当する都内の事業所・施設（八王子市内にある事業所・施設を除く。）が、利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所及び介護施設等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行う。

ア 第1号のア又はイの介護サービス事業所及び介護施設等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

なお、「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づき訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

(補助対象経費)

第6条 第5条第1項第1号に掲げる事業において、以下の各号の経費を原則1事業所・施設当たり1回まで補助する。ただし、既に補助した額が別表1から別表5において定められる金額に達していない場合は、この限りではない。

(1) 介護サービス事業所及び介護施設等のサービス継続に必要な費用

ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用

イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用

オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入、リースの費用等

(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用

ア 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入、リースの費用等

イ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等（通信費用は除く。）

(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用

ア サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

イ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

(4) 通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）による訪問サービス実施に係る費用

ア 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当

イ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金

ウ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入、リースの費用等

エ 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用

オ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

(5) その他知事が必要と認める費用

2 第5条第1項第2号に掲げる事業において、以下の各号の経費を原則1事業所・施設当たり1回まで補助する。ただし、既に補助した額が別表6において定められる金額に達していない場合は、この限りではない。

(1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用

ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用

(2) 職員の応援派遣に係る費用

職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)

(3) その他知事が必要と認める費用

(補助金の交付額)

第7条 第5条第1項第1号のアの事業所において、第5条第1項第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表1の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額(なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。)とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 第5条第1項第1号のイの事業所において、第5条第1項第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表2の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額(なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。)とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 第5条第1項第1号のウの事業所において、第5条第1項第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表3の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額(なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。)とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 第5条第1項第1号のエの事業所において、第5条第1項第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表4の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額(なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を

実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。)とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 第5条第1項第1号のオの事業所において、第5条第1項第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表5の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額(なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。)とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 第5条第1項第2号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表6の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額(なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。)とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 申請者は、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第9条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、相当と認めた場合は、第11条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定に基づく決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第8条の規定に準じて、変更交付申請書(様式第2号)により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(補助条件)

第11条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記1の補助条件を付するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金の交付は、第9条で決定した額を概算で交付、又は、補助事業完了後に、確定払により交付する。

(暴力団の排除)

第13条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

附 則（令和2年6月15日2福保高介第394号）

この要綱は、決定日から施行する。ただし、令和2年1月15日以降に要した経費を対象とする。

附 則（令和2年9月4日2福保高介第843号）

この要綱は、決定日から施行する。ただし、令和2年1月15日以降に要した経費を対象とする。

別記 1

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

（１）知事は、補助対象事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告書の提出

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第3号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

知事は、5の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

7 補助金の精算

補助対象事業者は、補助金を概算にて交付を受けた場合は、6の額の確定及び超過交付額の返還後、速やかに精算書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

8 是正のための措置

（１）知事は、6の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

（２）5の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、6の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 6の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

11 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、9の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

12 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

13 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

14 財産処分の制限

- (1) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについて

てはこの限りでない。

- (2) 補助対象事業者が知事の承認を受けて(1)の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- (3) 補助対象事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

15 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

16 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

17 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。